

2009年度9月版

外装表示基準書(抄)

2009年9月

プラネット物流株式会社
外装表示専門委員会

はじめに

プラネット物流㈱は平成元年に日用品・化粧品・医薬品メーカーの共同物流をスタートさせて以来、物流活動、すなわち入庫・保管・出庫・車両積み込み・配送の各段階において安全で正確・迅速な作業支援のために、関係メーカーの商品の外装表示を標準化して参りました。

標準化にあたっては、日用品・化粧品・医薬品メーカー10 数社で構成される外装表示専門委員会を開催し、当社流通センター・納入先である卸店・配送事業者それぞれの物流現場から生の声を収集し、その実務的な意見を反映させながら表示内容を標準化すると共に、商品の外装表示マニュアルを作成し徹底を図って参りました。

その成果は、物流識別コード ITF-16 の業界普及を先導し、また「表示項目」「表示方法」など標準化した内容の多くが、石鹼洗剤工業会の推奨する外装表示方法に取り入れられるなど、日用品・化粧品・医薬品業界商品の外装表示標準化に貢献して参りました。

しかしながら近年、次のような環境変化で「従来のマニュアルを見直す必要がある」との声が大きくなって参りました。

(1) ロット管理の要望

PL法の制定から品質管理上必要なロット管理が強く求められ始め、目視で判別できるロット記号表示の標準化の必要性が出てきた。

(2) 国際標準としてのITF-14の取扱いについて

(財)流通システム開発センターが従来ITF-16の普及に尽力していたことを受けて、当業界もITF-16を標準とし採用しているが、(財)流通システム開発センターでは1999年1月より国際標準であるITF-14の採用を推進している。

(注) (流通システム開発センターでは)ITF-16は、2010年4月以降使えなくなります、と徹底しています。

(3) 商品記号の表示方法について

現在は「数字6桁までで表示」で統一しているが、参加メーカーから「英数字で8桁まで」の表示希望が出てきた。

(4) 小型化した商品への標準外装表示の困難性

取引単位の小口化などにより商品荷姿が小型化し、印刷面積が狭まり標準化した内容での外装表示が困難な商品が出てきた。

したがって今回(2002年1月)、外装表示専門委員会を再開し、当社の全国4ヶ所の流通センターの現場から得た情報とメーカー並びに卸店からの意見を基に、上記(1)から(4)への対応を主として全面的にマニュアルの内容を改訂して、ここに商品の「外装表示基準書」として新たに決めました。

この「外装表示基準書」が日用品・化粧品・医薬品業界にとどまらず、業界を越えてご活用・準拠して頂くことで、流通の各段階における更なる生産性の向上、物流品質の向上に貢献することができれば幸いです。

プラネット物流㈱
外装表示専門委員会

目次

	頁
I. 外装表示基準の基本的考え-----	1
1. 目的-----	1
2. 表示する情報-----	1
3. 情報の項目-----	1
4. 外装表示方法の基本-----	2
II. 表示基準-----	3
1. 外装（外箱）パッケージの表示基準-----	3
2. 荷合わせ品外装パッケージの表示基準-----	6
3. 内箱パッケージ表示基準-----	6
補足1. JIS規格に準拠しての表示が困難な場合の荷合わせ品のITF表示-----	7
補足2. 内箱の形態別・表示例-----	8
補足3. 物流識別コード用バーコードシンボル【JIS X0502-1994】-----	10
補足4. ケアマーク（包装貨物の荷扱い指示マーク）【JIS Z0150-2001】-----	13
補足5. パレット専門委員会で標準化された内容-----	14
III. 外装表示専門委員会参加企業一覧-----	完

1. 外装表示基準の基本的考え

1. 目的

複数メーカーの商品を迅速・正確・安全に取扱い、ローコスト・ハイクオリティな物流を達成するためには、取扱う商品の外装に必要な情報がわかりやすく、且つ一定の基準を持って表示されていることが必要である。

当基準書は、上記の要件を満たすために、物流活動で必要とされる情報の外装表示に関する統一的方法を定めるものである。

表示方法の基本は、現場で「考えさせない」「探させない」内容を目指している。

2. 表示する情報

(1) 商品を特定するために必要な情報

業際統一伝票（受発注データ）と商品とを照合し、指定された商品を特定する情報。

(2) 荷役・保管に必要な情報

入出庫・保管において効率的で安全な活動を誘導する情報。

(3) メーカー独自情報

独自荷札など。

3. 情報の項目

外装表示専門委員会で定めた項目一覧

	項目名	備考
商品特定 の項目	① 物流シンボルコード（ITF）	
	② 商品記号	プラネット物流(株)独自項目
	③ 商品名	
	④ 規格	
	⑤ 入り数	
	⑥ メーカー名	
	⑦ ロット・賞味期限記号	今回（2002年1月）新規設定
荷役・保管 の項目	⑧ パレット積み付けパターン	
	⑨ 積み付け梱数×段数	
	⑩ ケアマーク	
	⑪ 法規制項目	消防法など
独自項目	⑫ メーカーの荷札など	

4. 外装表示方法の基本

- (1) 目視で商品特定するための項目は業際統一伝票記載内容と同一内容での表示を基本とした。

例えば商品名であるが、外装パッケージには商品名がフル表示されていても業際統一伝票にはメーカーが使用している略称で表示されている、あるいはその逆の場合があり、照合が困難である。

- (2) J I S規格がある項目は、J I S規格に準拠した表示方法を基本とした。

J I S規格がある項目は、J I S規格に準拠した表示方法を基本とする。但し、物理的、コスト的にJ I S規格準拠が困難な場合は、別途、表示方法を定めた。

- (3) 目視で商品特定するための項目は、太線の枠で囲み外装パッケージの長面・右上に縦一列に集中表示する事とした。但し、外装の表示面積が少ない場合は、枠で囲むが必ずしも縦一列に集中表示しなくとも良いとした。

卸店、物流事業者、そして当社流通センターの物流現場からの声として、商品を正確・迅速に特定するために求められた表示方法は、

- ①外装パッケージの同じ場所に表示されていること
- ②他の項目と明確に区別できるよう強調されていること
- ②表示される内容は同じ形式・方法であること

が強く要望された。この要望を受け、基本的対応を上記内容とした。

II. 表示基準

1. 外装（外箱）パッケージの表示基準

(1) 表示方法と内容

①物流識別（ITF）コード（補足3. 参照）

物流識別コードについては、ITF-14とする。

(注) ITF-16は、2010年4月以降使えなくなります。

JIS X0502 (1994) に準拠し、0.25倍以上で底面より32mm±3mm、直角より19mm以上の位置に表示する。但し、無地段ポールに表示する場合は、事前にスキャナでの読み取り検証をすることを基本とする。

※JISでは段ポールへの直接印刷は倍率0.6以上が望ましいとしている。

②商品記号

1商品1記号として、英数字及び「-」「*」などを含め8桁以内での表示を基本とする。但し、英字の「I」「O」「S」「Z」は数字と誤認しやすいので、使用しないことが望ましい。

③商品名

検品に使用する場合もあるので、業際統一伝票に記載する商品名称での表示を基本とする。

④規格・容量

g・ml・cc・枚・個・規格名・香名などの明記を基本とする。

⑤入数

120個(10×12)のように併記することを基本とする。

⑥メーカー名

業際統一伝票に記載する、メーカー名または発売元・本舗名などの表示を基本とする。

⑦積み付け梱数×段数

段ポール強度を勘案し、1パレットの面梱数と段数を「A 梱×B 段」のように表示することを基本とする。

⑧パレット積み付パターン（補足5. 参照）

i. 積み付けパターン図の表示を基本とする。また、パターン図表示は、⑦とセットで表示するのが望ましい。

ii. 使用するパレットは、1100×1100 (T11型) パレットの使用を基本とする。

⑨ケアマーク（補足4. 参照）

JIS Z0150 (2001) に準拠し、「上積み段数制限」などの表示を基本とする。

⑩法的事項（消防法等）

法的規制のある場合は、目立つように必ず表示することを基本とする。

⑪製造ロットNO・賞味期限の表示

i. 両面の物流識別コード(ITF)の上部に表示することを基本とする。尚、印字機器などの理由によりITFの上部に表示出来ない場合は、ITFの上部と同等の高さに印字する事が望ましい。

ii. 黒色で、1文字縦10mm×横8mm以上で表示することを基本とする。

iii. 製造ロットNOは英数字20桁以内、賞味期間は数字8桁表示を基本とする。

⑫目視使用する項目の枠内表示

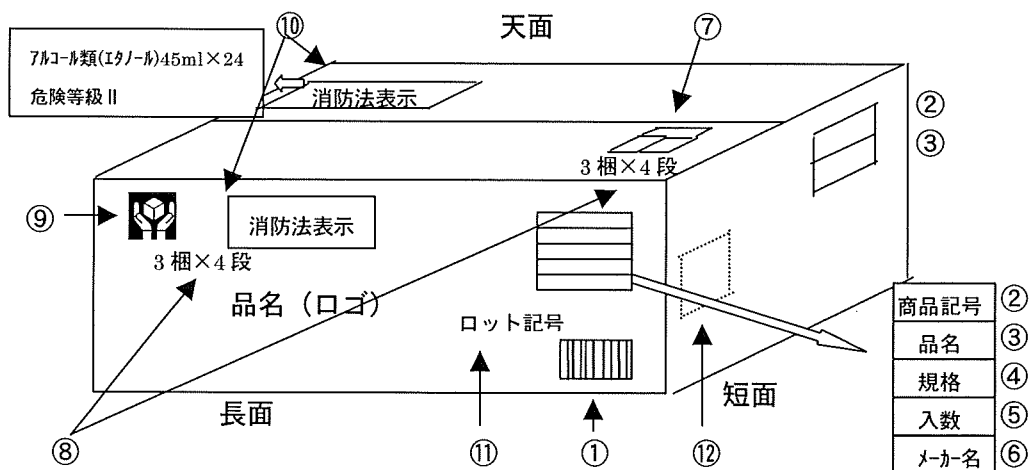
上記②～⑥項は、目視使用の重要項目となるため、それぞれ3×10cm以上の太線枠内に表示し、長面右上に集中表示する事を基本とする。ただし、印刷する面積が無い場合は、3×10cm以下でも可とし、また、分割表示も可とする。

(2) 項目の表示位置

- ◎ 必須・・・指定の面には必ず表示する。
- 任意・・・印刷可能な場合は表示するのが望ましい。
- ☆ 対象品必須・・・該当品には必ず表示する。

NO	項目	表示位置		
		長面	短面	天面
①	物流識別コード (ITF)	◎	○	
②	商品記号	◎	◎	
③	商品名	◎	◎	
④	規格・容量	◎	○	
⑤	入数	◎	○	
⑥	メーカー名	◎	○	
⑦	パレット積み付けパターン			◎
⑧	積み付け梱数×段数	◎		◎
⑨	ケアマーク	☆	☆	☆
⑩	法的記載事項	☆		☆
⑪	ロット NO・賞味期限	☆		
⑫	荷札貼り位置		○	

※天面・短面への表示は、封緘テープの掛からないようにする。



(3) 印刷色

表示項目を外装に表示する場合の印刷色は次のとおりとする。

① 物流識別コード (I T F - 1 4)

(注) I T F - 1 6 は、2 0 1 0 年 4 月以降使えなくなります。

物流識別コードを表示する場合は黒色を基本とするが、紺・濃青・濃茶・あずき・濃緑でも可とする。但し、スキャナは赤色の光源を使っているため、ピンク・橙・紫・黄などの赤系統の色はスキャナで読み取りは出来ない。また、薄い青・薄い緑・薄い茶もコントラスト不足のため読み取り不良となるので避ける事が望ましい。

【参考】

細エレメント (バー) 幅と最小反射率差 (MRD) で表示

細エレメント幅 1.016mm 以下なら MRD 37.5%以上

細エレメント幅 1.016mm 以上なら MRD 20.5%以上

② その他の表示項目

指定の面に必ず表示する必須項目は、I T F 同等の色調にて表示することを基本とする。

2. 荷合わせ品外装パッケージの表示基準（補足1. 参照）

（1）荷合わせ商品の定義

荷合わせ品とは、内装パッケージを複数個結束した状態で、内装が外装機能を果たして正規梱とした商品をいう。

（2）荷合わせ商品の外装パッケージへの表示基準

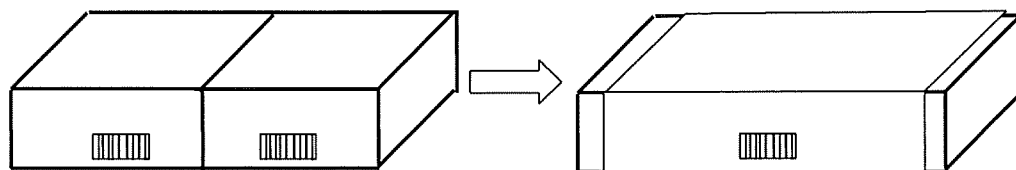
荷合わせ品の外装パッケージへの表示基準は、「1. 外装（外箱）パッケージの表示基準」に準拠することを基本とする。

（3）荷合わせ商品の外装パッケージへのITF表示基準

荷合わせ品の外装パッケージへのITFの表示にあたっては、荷合わせ商品そのもののITF表示と、荷合わせ品を切り離して1箱としたときのITFをそれぞれ表示することを基本とする。

（4）荷合わせ品のITF表示方法の基本

内装パッケージの個々のITFを隠し、新規に荷合わせ用のITFを貼る。



- ①【JIS X0502(1994) 物流商品コード用バーコードシンボル解説】に記載されている内容を原則とする。
- ②製造上の制約、デザイン上の制約 等で上記の様な対応が困難な場合は下記の運用を標準とする。

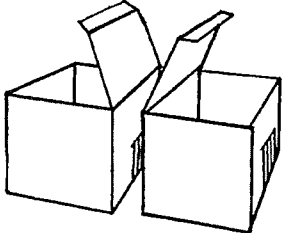
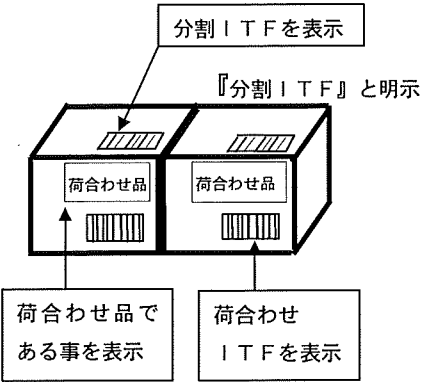
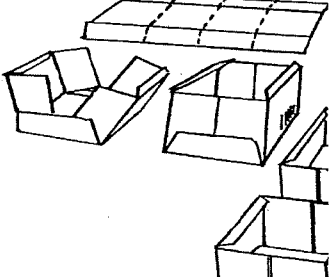
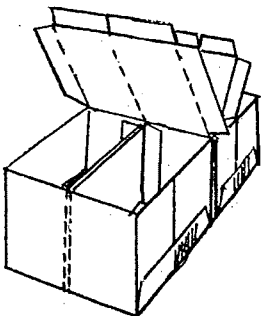
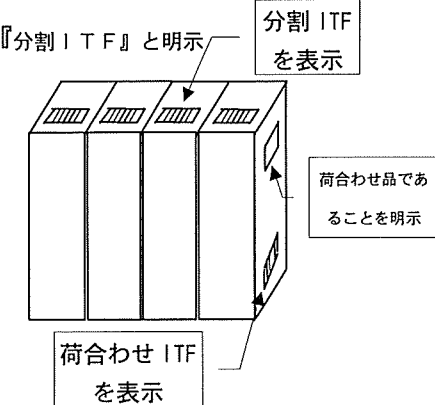
側面(長面)または 稜面(短面)に荷合わせITFを表示し、天面には『分割ITF』と文言を明示した上で 分割ITFを表示する。(補足1. 参照)

(個々のITF縮小率は、その材質によるが、スキャナでの読み取りを事前確認することが望ましい。)

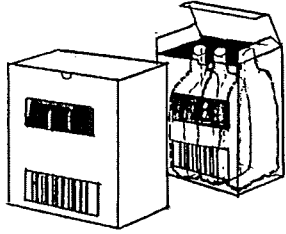
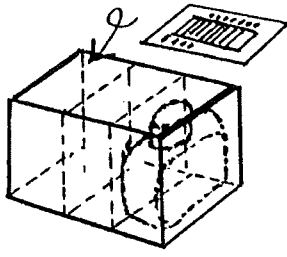
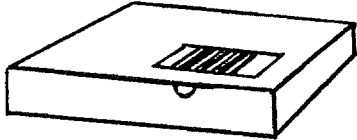
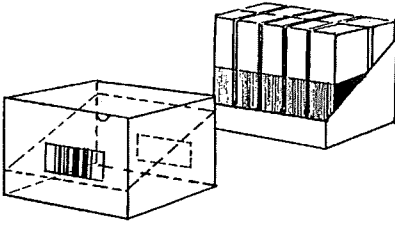
3. 内箱パッケージの表示基準（補足2. 参照）

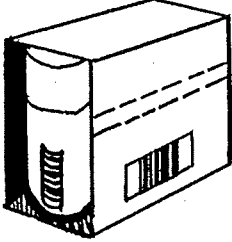
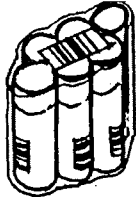
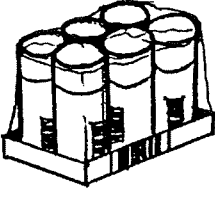
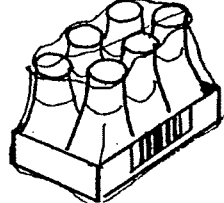
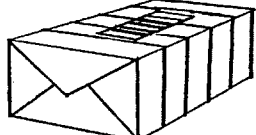
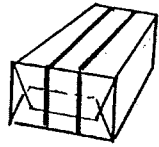
内箱パッケージの形態・大きさの多様性から「表示項目」「表示位置」は、任意とする。また、印刷が困難な内箱の形態においては、シール添付による対応も可能とする。

補足1. JIS規格に準拠しての表示が困難な場合の荷合わせ品のITF表示

分類	事例	表示例
荷 合 わ せ 品	<p>内装、外装の機能を1つの包装形態とした合理化包装</p> <p>【外装表示も荷合わせ品であることを明示】</p> <p>・接着タイプ</p> 	<p>①荷合わせ 及び 分割を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷合わせ品であることを明示する ・側面(長面)に荷合わせITFを表示 ・天面に分割ITFを表示 
	<p>・セパレートタイプ</p> 	<p>②長面に荷合わせITFが表示出来ない場合は例外として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷合わせ品である事を明示する ・裨面(短面)に荷合わせITFを表示 ・天面に分割ITFを表示
	<p>・ラップタイプ</p> 	

補足2. 内箱の形態別・表示例

分類	事例	表示例
紙箱	1 ハリキッド 3コ入 ブラシ 12コ入 材質 (白ボール) 0.25倍 (長面)	
	2 オーデコロン 3コ入り <ガラスボトル> 材質 (段ボールケース) 0.6倍以上 (長面) 推奨	
	3 平 (薄) 形 (高さが低い) 段ボールの場合 0.6倍以上 (天面) 推奨	
	4 ディスプレイ ミシン目 表示位置に注意	

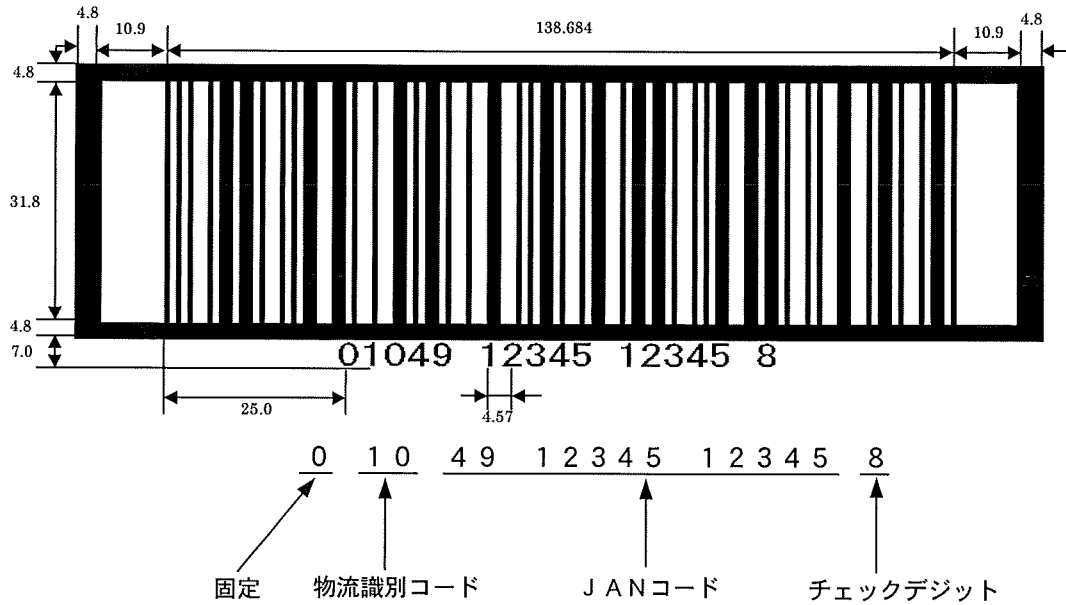
分類	事例	表示例
クラスター パック	1 エアゾール (制汗剤等)	(ミシン目、切り込み等注意) 
シュリンク	1 エアゾール または箱入り または箱入り	ラベル貼りまたは封入、シール添付 または形状によりフィルム直印刷も可能  
	2 変形	(ラベル貼りまたは封入・シール添付 または台紙、トレー等利用して直印刷)  
透明 フィルム	1 個装が箱の場合	ラベル貼りまたは封入、シール添付 フィルム印刷も可能 
クラフト	1 ラッピング 歯磨	(ラベル貼りまたは、シール添付) JETプリント、プレ印刷、捺印方式改良  

補足3. 物流識別コード用バーコードシンボル【JIS X0502-1994】

(1) ITF-16

(注) ITF-16は、2010年4月以降使えなくなります。

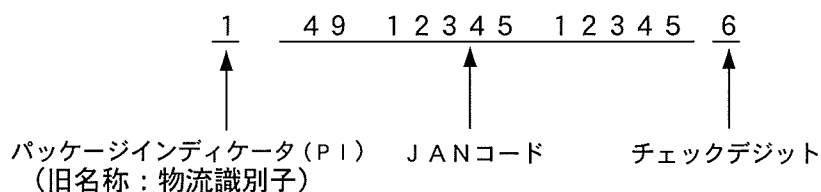
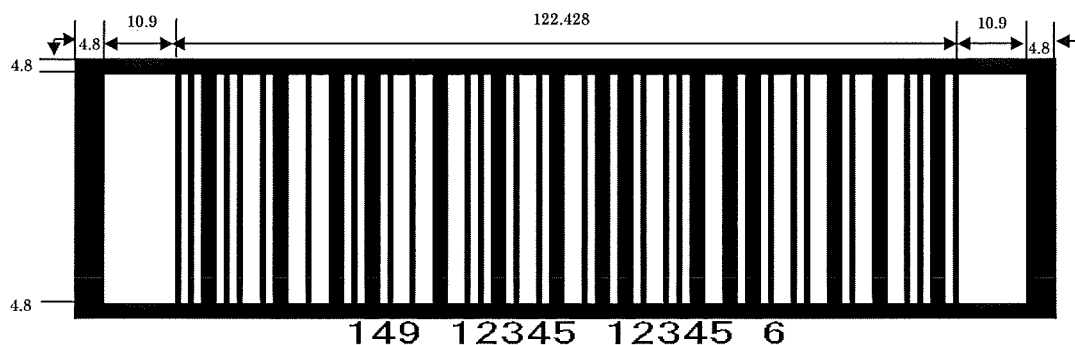
1.0倍



物流識別コード	表示内容
00	JANコードの異なる商品を詰め合わせた輸送包装（混載）を示す
01～08	使用禁止
10～18 20～28 30～38 40～48 50～59 60～68 70～78	同じJANコードの商品で入数などの相違を示す (7×9=63通りの選択)
80～88 90～98	リザーブ
99	アドオン（付加情報）コード（6桁）の追加があることを示す

(2) ITF-14

1.0倍



パッケージインディケータ (PI)	表示内容
1~8	・同一商品で荷姿が異なる場合 (例えばシュリンク包装と段ボール箱) ・内箱と外箱の区別が必要な場合
9	計量商品用
0	1個入り商品を集合包装 (段ボール) に表示する場合

(3) パッケージインディケータ (PI) とは

パッケージインディケータ (Package Indicator) とは、ITFコード14桁の先頭につけられる1桁の数字で、荷姿 (外箱や内箱) の違いを区別するもの。

従来、物流識別子と呼んでいたが、1999年1月からパッケージインディケータ (PI) と名称を変更した。

- ① パッケージインディケータは、外装段ボール (外箱) に「1」を設定する。「1」から順に設定。
- ② パッケージインディケータについて、同一商品で内箱と外箱の区別が必要な場合、(財)流通システム開発センターは

外箱は	“1”
内箱は	“2”

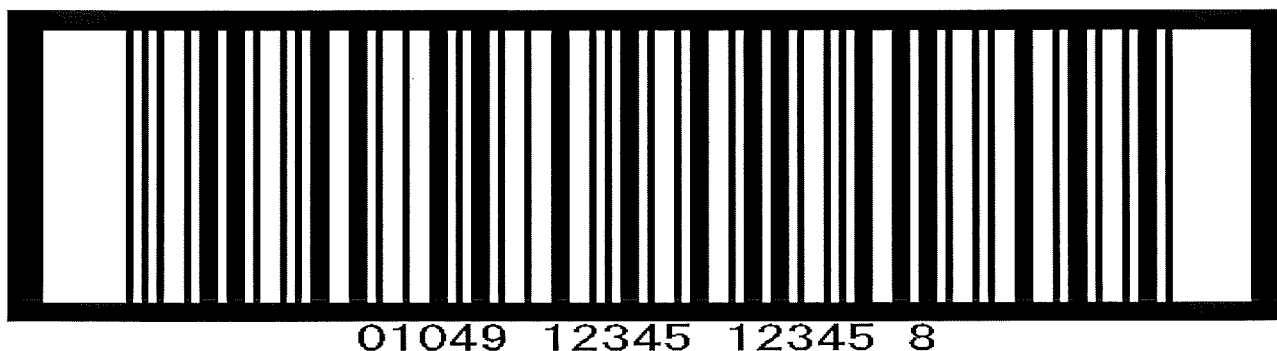
 を設定することを推奨している。

(財団法人 流通システム開発センター発行 2001年版 バーコードの基礎より引用)

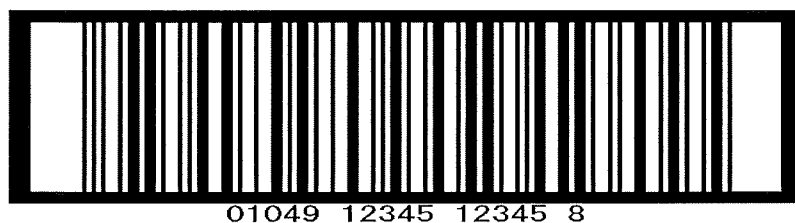
(4) ITFの代表的なサイズ (ITF-16)

(注) ITF-16は、2010年4月以降使えなくなります。

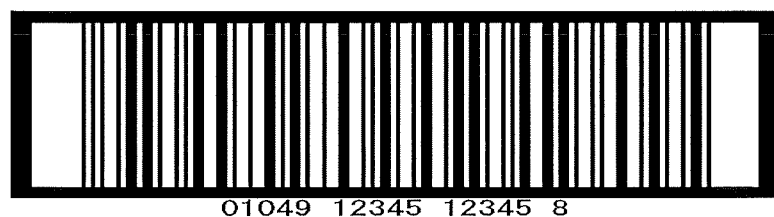
1. 0倍



0.625倍



0.6倍



0.35倍



0.25倍




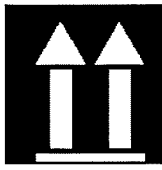

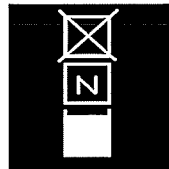
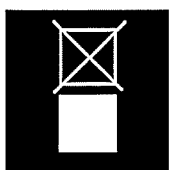


※バーコードの高さ 倍率0.35~0.25の範囲のバーコード高さについては、読み取りの操作性を考慮して高さ12mm以上を確保することが望ましい。

補足4. ケアマーク（包装貨物の荷扱い指示マーク）【JIS Z0150-2001】

この規格で規定しているマークは、ISO 7000 による規定に基づいている。

（印刷色は黒、必要に応じて赤・オレンジ。また地色との色彩を逆にしても良い）

（1）日用品化粧品雑貨業界で使用頻度の高いマーク類

呼び方	マーク	指示内容
壊れ物		包装貨物の中身は壊れやすい。そのため、注意して取り扱わねばならない。 ※表示位置（2001. 2 追加） 包装四面すべての左上角近く。
上		包装貨物の正しい上向き位置を示す。 ※表示位置（2001. 2 追加） 包装四面すべての左上角近く。「壊れ物」と両方の場合は、より角にする。
水ぬれ防止		包装貨物が雨に当たらないようにしなければならない。
上積み段数制限		同一包装貨物を上に積み重ねる場合の最大積重ね段数を示す。「N」は制限する段数である。 (2001. 2 変更)
上積み禁止		包装貨物を上に積み重ねてはならない。また、包装貨物の上に荷重を加えてはならない。 (2001. 2 変更)
取扱注意		包装貨物に衝撃を与えないよう、丁寧に扱うことを示す。
火気厳禁		燃えやすいので火気を近付けてはいけないことを示す。

補足5. パレット専門委員会で標準化された内容

ブラネット物流(株)は平成元年に設立され、一貫パレチゼーションを指向したが、参加メーカーのパレットが千差万別であったため、同年パレット専門委員会を設置し、パレットに関する標準化を推進した。(1989.11.16、1989.12.08)

(1) 使用パレット

一貫パレチゼーション推進のため、使用するパレットは JIS 規格で定められた木製平パレット『T-11R型』(1100mm×1100mm×144mm)を標準として定めた。

(2) パレット荷姿

①ユニットの高さは最大2,200mm(パレット高さを含む)とする。但し、2段積みの場合には同様に最大1,100mm(パレット高さを含む)とする。

尚、当荷高は車両のカーゴスペースの有効高さから導き出した。

②ユニットの重さは最大1トン以下とする。

③パレットパターン

基本パターンとして「ピソソイル」「ダブルソソイル」「ブロック」「ブロック交互列」を優先する。

尚、棒積みパターンは、荷崩れなどから問題がある。

④パレット平面利用率は85%以上(外周寸法)を目標とする。

Ⅲ. 外装表示専門委員会(第1回～第27回)参加企業一覧

1. メーカー (あいうえお順)

エステー株式会社
王子ネピア株式会社
貝印株式会社
牛乳石鹼共進社株式会社
クラシエホームプロダクツ株式会社
株式会社クレハ
小林製薬物流株式会社
サンスター株式会社
ジョンソン株式会社
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
大日本除虫菊株式会社
株式会社ツムラ
株式会社日本香堂
ニッサン石鹼株式会社
ピジョン株式会社
ホーユー株式会社
株式会社マングム
ユニ・チャーム株式会社
ユニリーバ・ジャパン株式会社
ライオン株式会社

2. オブザーバー

株式会社プラネット

3. 事務局

プラネット物流株式会社
〒108-0022
東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階
電話03-3798-1431
FAX03-3798-1436